平成３０年（フ）第５０号
沖縄県沖縄市城前町１番21号
債務者　喜屋武　保
1　決定年月日時　平成30年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月13日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成３０年（フ）第３４８号
東京都町田市南つくし野１丁目15番地５ハイツつくし野106
債務者　泉谷美樹子（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成30年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月８日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第４２４号
東京都東村山市富士見町２丁目７番地５村山荘
債務者　佐久間雅文
1　決定年月日時　平成30年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月８日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第４３１号
東京都福生市加美平４丁目１番地加美平住宅６－205
債務者　髙橋美枝子
1　決定年月日時　平成30年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月８日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第６５５号
静岡県榛原郡川根本町水川866番地の５
債務者　江口　祐司
1　決定年月日時　平成30年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月12日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第９６号
静岡市葵区与一１丁目１番11号　フォーロ・デル・コート205号
債務者　永田　勝俊
1　決定年月日時　平成30年４月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月12日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第９７号
静岡市葵区与一１丁目１番11号　フォーロ・デル・コート205号
債務者　永田　穂波
1　決定年月日時　平成30年４月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月12日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１１６号
静岡市駿河区西脇738番地の３　勝山方
債務者　田沢　裕子
1　決定年月日時　平成30年４月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月12日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第５７号
佐賀市本庄町大字鹿子252番地１　パールマンション鹿の子307号、破産手続開始決定時の住所佐賀県杵島郡白石町大字廿治2485番地４
破産者　荒木　浩徳
1　決定年月日　平成30年４月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２９年（フ）第２８７号
佐賀市若宮１丁目10番26－201号　プロスパー21
破産者　島袋　　聰
1　決定年月日　平成30年４月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

破産手続終結

平成２９年（フ）第６号
佐賀県西松浦郡有田町本町丙972番地36
破産者　株式会社陶元
1　決定年月日　平成30年４月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
佐賀地方裁判所武雄支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２９年（フ）第５１３号
鹿児島県鹿児島市谷山中央２丁目702番地16　ビレッジハウス谷山１号棟502号
破産者　畠中　和政
1　破産債権の届出期間　平成30年５月１日まで
2　一般調査期日　平成30年６月15日午前10時
平成30年４月６日
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第６０２号
大阪府和泉市緑ケ丘２丁目15番23号、事業所所在地大阪府和泉市のぞみ野３丁目1237－53
破産者　ｊａｐａｎｅｓｅ　ｋｉｔｃｈｅｎ笠沙ことジャパニーズキッチン笠沙こと　宇野　竜一
1　破産債権の届出期間　平成30年５月７日まで
2　一般調査期日　平成30年７月２日午後１時30分
平成30年４月５日
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第１２４４号
京都市中京区蛸薬師通烏丸東入一蓮社町299番地　リヴァーク四条烏丸　801
破産者　角川　憲司
免責意見申述期間　平成30年６月５日まで
平成30年４月６日
京都地方裁判所第５民事部破産係

特別清算開始

平成３０年（ヒ）第３０１４号
大阪市阿倍野区西田辺町１丁目18番９号
清算株式会社　エス・ケイ株式会社
代表清算人　谷口　恵美
1　決定年月日　平成30年４月４日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成３０年（再イ）第４３号
千葉県浦安市明海６丁目１番12－1206号　パークシティグランデ新浦安リバーパレス
再生債務者　遠藤　正利
1　決定年月日時　平成30年４月３日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年４月24日まで
4　一般異議申述期間　平成30年５月８日から平成30年５月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係